

令和8年度教職員互助会事業一覧

正規職員

給付事業

本人療養補助金	会員が疾病又は負傷によって療養をしたとき 自己負担額から1件につき1,500円を控除した額を給付(2,000円上限)
家族療養補助金	会員の被扶養者が疾病又は負傷によって療養をしたとき 自己負担額から1件につき1,500円を控除した額を給付(1,000円上限)
入院療養手当金	会員が療養のため連続5日以上入院したとき 1日につき800円を給付
障害給付金	会員が身体障害者手帳の交付を受けたとき(等級が上位に変わったときは差額を給付) ●1級 60,000円 ●2級 50,000円 ●3級 40,000円 ●4級 30,000円 ●5級 20,000円 ●6級 10,000円
介護休暇見舞金	会員が介護休暇制度に基づき2週間以上介護休暇を取得したとき(6か月限度) 給与が減額された日1日につき2,000円、時間単位の場合は1日につき1,000円
弔慰金	会員やその家族が死亡したとき ●会員本人 100,000円 ●配偶者・子以外の被扶養者 10,000円 ●配偶者及び子 50,000円
災害見舞金	会員が生活の本拠としている建造物又は家財が風水害・火災、震災等によって災害を受けたとき 5万～60万円 激甚災害の認定を受け、理事会により減額給付が決定された場合は1.6万～10万円
傷病休職手当金	会員が傷病休職に入り、所得補填のための補償がなくなったとき ひと月あたり60,000円
セカンドライフ助成金	会員が退職(死亡を含む)等によって、会員資格を失ったとき在会中に掛けた掛金相当額の50%を給付
退職互助部加入積立給付金	会員が退職(死亡を含む)等によって、会員資格を失ったとき在会中に掛けた退職互助部加入積立相当額を給付

特別弔慰金事業

特別弔慰金	加入者が死亡したとき遺族に弔慰金を給付 加入期間 ●5年未満 1,000,000円 ●5年以上 1,500,000円 ●10年以上 3,000,000円 ●15年以上 3,500,000円 ●20年以上 4,000,000円
特弔退会給付金	加入者が退会したとき給付(死亡退会を除く) 掛金相当額から掛捨て総額を差し引いて精算額を除いた額

給付金の請求権は、その原因になった事実が発生した日から生じ、満2年をもって消滅します。

貸付事業(年利0.9%)

一般貸付	生活資金貸付	用途は自由	限度額200万円
	教育資金貸付	会員の子どもの大学、専修学校等の入学資金及び在学中の学費に	学校種別により 限度額100万～400万円
	車貸付	自動車の購入、車検、修理の資金に	限度額400万円
	冠婚葬祭貸付	結婚、葬祭の費用に	限度額200万円
住宅貸付	家屋、宅地の購入、修繕、増築の費用として		在会年数に応じて 限度額200万～500万円

・教育資金貸付、車貸付は他金融機関等からの借換えにも利用できます。

厚生事業

宿泊補助	会員及びその扶養認定配偶者が親睦やリフレッシュを目的に指定宿泊施設に宿泊したとき補助 ●年度内の総泊数15泊まで	
鑑賞補助	会員がスポーツやコンサート等の鑑賞をしたとき入場料金の一部を補助 ●年度内3回まで(2,000円以上の入場料金の半額/2,000円上限)	
メガネ購入補助	会員が視力矯正のためにメガネやコンタクトレンズ等を購入したとき補助 (4年に1回/実費の範囲内で5,000円上限)	
アイドック	緑内障、白内障等の目の病気の早期発見と予防のために、指定検査機関で眼科検診を実施(個人負担1,000円)	
子育て支援事業	結婚祝金：会員が結婚したとき	20,000円
	出産祝金：会員の子どもの誕生したとき	20,000円
	入学祝金：会員の子どもの小学校に入学したとき	20,000円
地区事業	会員の親睦やリフレッシュを目的に様々な事業を実施	
校内研修事業	所属で実施するスキルアップのための研修に対し、費用助成(上限20,000円)または講師を派遣	
永年勤続祝金	加入期間が21年目、31年目を迎えたとき	10,000円
退会時特別慰労金	会員が20年以上在会し、各種祝金を受給せず退職により退会したとき	30,000円

教職員積立年金

共済年金の補完のために、会員の自助努力を支援するための保険商品

■ 互助会報 ■ 講習会 ■ 相談事業 ■ 第49回教職員互助会美術展
■ 全教互会員証割引事業 ……会員並びに家族を対象にした会員証割引事業

第48回教美展
ネットギャラリー

